

大阪公立大学大学院経済学研究科内規

学位論文について

(趣旨)

第1条 この内規は、「大阪公立大学大学院学則」、「大阪公立大学学位規程」、「大阪公立大学経済学研究科履修規程」および「経済学研究科要覧」に定めるものを前提とし、修士と課程博士の学位を授与する場合における経済学研究科の取扱いの細則を定めるものである。この内規と「学位論文審査の実施要項」をもとに学位論文の審査を行う。

修了論文について

(修了論文の提出資格)

第2条 修了論文を提出しようとする学生は、第2年次に「修了論文指導」の履修が必要である。

2 「修了論文指導」の履修の際に、「修了論文計画書」の提出が必要である。内容や分量は、指導教員の判断とする。

(修了論文の提出時期)

第3条 修了論文の提出はWebで行い、提出期限は、1月15日正午(当日、業務が行われない場合は、次の業務日)とする。

2 翌年度9月修了を希望する者は、翌年度の6月15日正午(当日、業務が行われない場合は、次の業務日)を提出期限とする。

(学位授与申請書)

第4条 修了論文を提出しようとする学生は、教員の研究指導を受けて、学位授与申請書を指定された期日までに、大学院事務をとおして研究科長に提出する必要がある。

(修了論文の様式)

第5条 修了論文の様式は、A4版横書きとし、四方20mm程度の余白のもと、12ptのフォントで行間を1.5行とする。分量は指導教員の判断とし、目安は以下の通りとする。日本語論文の場合、図表を含めて20,000字程度とし、英語論文の場合は、図表

を含めて 10,000 English words 程度とする。

- 2 論文内容の要旨を併せて提出しなければならない。この論文要旨には、表紙及び本論文の目次を転記する必要がある。A4 版横書きとし、四方 20 mm 程度の余白のもと、12pt のフォントで行間を 1.5 行とする。分量は指導教員の判断とし、目安は、日本語の場合、1,500 字程度、英語の場合、700 English words 程度とする。
- 3 基礎的な学力を確認するためのレポート試験が課される。レポートの論題は、修了論文の内容に関する基礎的なこととする。具体的テーマは、論文提出後、審査委員が相談して決める。様式は、A4 版横書きとし、四方 20 mm 程度の余白のもと、12pt のフォントで行間を 1.5 行とする。分量は指導教員の判断とし、目安は、日本語の場合、3,000 字程度、英語の場合、1,500 English words 程度とする。

(修了論文の審査)

- 第 6 条 修了論文の審査は、「大阪公立大学学位規程」に基づき、主査 1 名と副査 2 名からなる計 3 名の専任教員が論文を査読し審査する。
- 2 指導教員とは異なる教員を主査とし、審査委員に准教授を含む場合には 1 名のみ可能とする。これら審査委員の割り当ては、大学院教務委員が行う。
 - 3 各審査委員は、ディプロマ・ポリシーに挙げる 4 つの能力（基礎学力、高い分析能力、解決策提案能力、社会に貢献する能力）に基づき修了論文の採点を行う。

まず、レポート試験により、ディプロマ・ポリシーの 1 つである基礎学力を確認する。そして、ディプロマ・ポリシーを実現させる修了論文を以下 2 点の基準により採点する。

 - ・ 一般ならびに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って専門分野を研究し、高い研究能力をもって作成されていること。
 - ・ 当該専門分野にかかわる論理性、一貫性、明確性、実証性を持つこと。
 - 4 教授会において、審査結果が報告され、修士号授与の可否に関する判定を行う。

(修了論文の公開)

- 第 7 条 学位が授与された場合、提出された学位論文は研究科で永年保管され、研究科

内に対して公開される。

2 修了論文を執筆する者は、学位論文の学外公開に関する承諾の可否を示す書類を指定された期日までに、大学院事務へ提出する必要がある。その承諾のもと、研究科外（学外を含む）からの閲覧希望者に対しても公開される。

修士論文について

（修士論文の提出資格）

第8条 修士論文を提出しようとする学生は、第1年次に「前期研究指導1」、そして、第2年次に「前期研究指導2」の履修が必要である。

2 「前期研究指導1」の履修の際に、「修士論文計画書」を提出する必要がある。様式と分量は、指導教員の判断とする。

3 「前期研究指導1」では、「研究経過報告書」を提出する必要がある。様式は、A4版横書きとし、四方20mm程度の余白のもと、12ptのフォントで行間を1.5行とする。分量は指導教員の判断とし、目安は、日本語の場合、3,000字程度、英語の場合、1,500 English words程度とする。

（修士論文の提出時期）

第9条 修士論文の提出はWebで行い、提出期限は、1月15日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とする。

2 翌年度9月修了を希望する者は、翌年度の6月15日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）を提出期限とする。

（学位授与申請書）

第10条 修士論文を提出しようとする学生は、教員の研究指導を受けて、学位授与申請書を指定された期日までに、大学院事務をととして研究科長に提出する必要がある。

（修士論文の様式）

第11条 修士論文の様式は、A4版横書きとし、四方20mm程度の余白のもと、12ptのフォントで行間を1.5行とする。分量は指導教員の判断とし、要求される場合の目安は以下の通りとする。日本語論文の場合、図表を含めて30,000字程度、英語論文の場合

合は、図表を含めて15,000 English words程度とする。

- 2 論文内容の要旨を併せて提出しなければならない。この論文要旨には、表紙及び本論文の目次を転記する必要がある。様式は、A4版横書きとし、12ptのフォントで行間を1.5行とする。分量は指導教員の判断とする。目安は、日本語の場合、1,500字程度、英語の場合、700 English words程度とする。

(修士論文の審査)

第12条 修士論文の審査は、「大阪公立大学学位規程」の評価基準に基づき、主査1名と副査2名からなる3名の専任教員が論文を査読し審査を行う。これに加え、論文発表による口述試験が行われる。口述試験は、学生による発表のもと、審査委員が論文の内容に関する質問を行い、的確に答えているか審査する。

- 2 指導教員とは異なる教員が主査となり、審査委員として准教授を含める場合には1名のみ可能とする。これら審査委員の割り当ては、大学院教務委員が行う。

- 3 各審査委員は、ディプロマ・ポリシーに挙げる4つの能力（基礎学力、高い分析能力、解決策提案能力、社会に貢献する能力）に基づき修士論文の採点を行う。

まず、口述試験において、ディプロマ・ポリシーの1つである基礎学力を確認する。そして、ディプロマ・ポリシーを実現させる修士論文を以下2点の基準により採点する。

- ・ 一般ならびに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って専門分野を研究し、高い研究能力をもって作成されていること。
- ・ 当該専門分野にかかわる論理性、一貫性、明確性、実証性を持つこと。

- 4 教授会において、審査結果が報告され、修士号授与の可否に関する判定を行う。

(修士論文の公開)

第13条 学位が授与された場合、提出された学位論文は研究科で永年保管され、研究科内に対して公開される。

- 2 修士論文を執筆する者は、学位論文の学外公開に関する承諾の可否を示す書類を指

定された期日までに、大学院事務へ提出する必要がある。その承諾のもと、研究科外（学外を含む）からの閲覧希望者に対しても公開される。

博士論文について

（博士論文の提出資格）

第14条 博士論文の提出には、本研究科博士後期課程において2年6ヶ月以上（9月末現在）在学しており、所定の単位を修得している、または、博士論文審査の終了までに所定の単位を修得しうる見込みがあり、かつ、「後期研究指導1・2・3」の履修が必要である。

2 「後期研究指導1・2・3」の各々において、「研究計画（第1・2・3次案）」を作成する必要がある。様式と分量は、指導教員の判断とする。

3 「後期研究指導1・2」の各々において、「研究経過報告書」を提出する必要がある。様式は、A4版横書きとし、四方20mm程度の余白のもと、12ptのフォントで行間を1.5行とする。分量は指導教員の判断とし、目安は、日本語の場合、10,000字程度、英語の場合、5,000 English words程度とする。

4 学位授与申請書を提出する時点で、査読付き雑誌論文1本以上の採択が見込まれることが必要とされる。そして、その採択が確実になり、公聴会の目途がついたもと、審査委員会が発足される。

（博士論文の題目および構成とその提出）

第15条 博士論文を提出しようとする学生は、教員の研究指導を受けて、所定の様式により日本語または英語による博士論文に関する論文目録、論文内容の要旨を学位授与申請書、履歴書とともに大学院事務をとおして研究科長に提出する必要がある。

2 博士論文を提出しようとする学生は、大阪公立大学学術情報リポジトリへの博士学位論文登録申請書を指定された期日までに、大学院事務へ提出する必要がある。

3 博士論文の構成において、研究論文が2本以上含まれている必要がある。

4 3月修了の場合、原則、その年度の7月までを提出期限とする。9月修了の場合は、前年度の1月までとする。提出期限を過ぎた場合の提出に関しては、学生は指導教員に相談し、指導教員は大学院教務委員と協議する必要がある。

5 博士論文の題目と構成の提出から、9ヶ月以内に公聴会を行う必要がある。期間内の実施が困難な場合、指導教員はその理由を大学院教務委員に

報告する必要がある。その報告のもと、教務委員は今後の扱いを協議する。

（博士論文の審査委員会）

第16条 指導教員は第14条4項の確認のもと、審査委員会の発足を大学院教務委員に申請する。教務委員は、教授会審議事項とする。

2 審査委員会は3名からなり、主査は、指導教員以外が割り当てられる。審査委員に准教授を含める場合は1名のみとする。これら審査委員の割り当ては、大学院教務委員が行い、教授会の承認を得る。

（公聴会）

第17条 第14条のもと、提出された論文を中心として、審査委員会の主催により公聴会を開くものとする。

2 公聴会の開催は、あらかじめ研究科内の掲示板に公告周知の上、一般に公開するものとする。

3 3月修了の場合、1月教授会までに公聴会を行う必要がある。9月修了の場合、7月教授会までとなる。

（口述試験）

第18条 公聴会に続き、発表者と審査委員のみで、口述試験を行う。口述試験では、審査委員の質問により、発表者の研究に対する理解を確認する。

（審査委員会への博士論文と要旨の提出）

第19条 公聴会の2ヶ月前までに、博士論文の草稿（形式面では完成したもの）とその要旨を紙媒体にて各四部、さらに、電子ファイルにて大学院事務に提出する必要がある。

（博士論文と要旨の様式）

第20条 博士論文の様式は、A4版横書きとし、四方20mm程度の余白のもと、12ptのフォントで行間を1.5行とする。分量は指導教員の判断とし、目安は以下の通りである。日本語論文の場合、図表を含めて60,000字程度、英語論文の場合、図表を含めて30,000 English words程度とする。

2 論文内容の要旨を併せて提出しなければならない。この論文要旨には、表紙及び本論文の目次を転記する必要がある。A4版横書きとし、12ptのフ

ォントで行間を 1.5行とする。分量は指導教員の判断とし、目安は、日本語の場合、3,000字程度、英語の場合、1,500 English words程度とする。

(博士学位授与の判定)

第21条 博士論文において、ディプロマ・ポリシーに挙げる4つの能力(専門分野における高度な分析能力、独創的な発想力、研究発信能力、そして、社会に貢献する能力)の実現が要求される。各審査委員は、これらディプロマ・ポリシーを実現させる博士論文を以下2点の基準により審査する。

- ・ 専門分野について高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識のもとで作成された論文であること。
- ・ 当該専門分野にかかわる論理性、一貫性、明確性、実証性、独創性を持つこと。

2 各審査委員は、公聴会と口述試験を含む博士論文の評価に関するレポートを作成し、博士号授与に関する「合・否」を判定する。

3 教授のみによる教授会判定会議において、各審査委員からレポートが報告される。そのもと、博士号授与の可否に関する採決を行う。なお、審査委員に准教授が入る場合には、判定に関する投票権を持つ。

(博士論文の公表)

第22条 博士号授与が決定されたもと、1年以内に下記①または②の方法で博士論文を公表しなければならない。ただし、②については、申立書を学長に提出し、それが認められた場合のみ可能である。

- ① 学位論文全文(データ)
- ② 学位論文の要約(データ)、製本2部

(単位修得退学後1年以内の措置)

第23条 単位修得退学に伴う学位授与申請資格を教授会にて認定された場合、退学後の学位申請は、その審査が退学後1年以内に終了する見込みのもと、課程博士として審査される。

附則

(施行期日)

この内規は、2022年度入学の学生から施行する。

博士学位取得の参考スケジュール

3月修了の場合

3年次7月：査読付き雑誌1本以上の採択見込みのもと、所定の様式による論文目録等を大学院事務に提出する。

9月：論文の採択のもと、審査委員会発足と公聴会日程の決定。

公聴会の2ヶ月前までに論文の草稿（形式面では完成したもの）を提出する（第17条参照）。

12月：公聴会

1月：教授会判定会議

博士号授与のもと、1年以内に完成論文とその要旨を公表。

9月修了の場合

1月：査読付き雑誌1本以上の採択の見込みのもと、所定の様式による論文目録等を大学院事務に提出する。

3月：論文の採択のもと、審査委員会発足と公聴会日程の決定。

公聴会の2ヶ月前までに論文の草稿（形式面では完成したもの）を提出する（第17条参照）。

6月：公聴会

7月：教授会判定会議

博士号授与のもと、1年以内に完成論文とその要旨を公表。